

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月20日

【事業年度】 第71期(自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)

【会社名】 佐鳥電機株式会社

【英訳名】 SATORI ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼COO 佐鳥 浩之

【本店の所在の場所】 東京都港区芝一丁目14番10号

【電話番号】 03(3451)1040

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 財務・経理担当 青木 靖司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝一丁目14番10号

【電話番号】 03(3451)1040

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 財務・経理担当 青木 靖司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年8月22日に提出いたしました第71期（自平成24年6月1日至平成25年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

（1）コーポレート・ガバナンスの状況

内部監査、監査役監査および会計監査の状況

1）内部監査の状況

役員報酬の内容

1）役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる

役員の数

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

内部監査、監査役監査および会計監査の状況

1）内部監査の状況

内部監査に関する業務は代表取締役社長直轄の内部監査室が担当しております。

内部監査室は5名のスタッフで構成しており、法令ならびに社内規程に基づき各部門の業務監査を中心に組織的かつ計画的に実施し、その監査結果を代表取締役に報告しております。

また、会計監査人との連携を保ちながら、財務報告に係る内部統制の整備ならびに運用の評価を行っております。内部統制の状況については、毎月の取締役会への報告とともに監査役との定例会議を開催し、課題や情報の共有化に努めております。

（訂正後）

内部監査、監査役監査および会計監査の状況

1）内部監査の状況

内部監査に関する業務は代表取締役直轄の内部監査室が担当しております。

内部監査室は法令ならびに社内規程に基づき各部門の業務監査を中心に組織的かつ計画的に実施し、その監査結果を代表取締役に報告しております。

また、会計監査人との連携を保ちながら、財務報告に係る内部統制の整備ならびに運用の評価を行っております。内部統制の状況については、毎月の取締役会への報告とともに監査役との定例会議を開催し、課題や情報の共有化に努めております。

(訂正前)

役員報酬の内容

1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役	206	206			9
監査役 (社外監査役を除く)	20	20			1
社外監査役	8	8			3

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年8月21日開催の第66期定時株主総会決議において年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年8月30日開催の第64期定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は7名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成23年8月18日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役が含まれているためであります。
5. 当事業年度末現在の監査役は3名であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成23年8月18日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役が含まれているためであります。
6. 当事業年度に係る役員賞与は、支給しておりません。
7. 当社は平成18年8月30日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、第64期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役3名に対して11百万円、辞任した社外監査役1名に対して0百万円の役員退職慰労金を支給しております。

(訂正後)

役員報酬の内容

1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	209	209			7
監査役 (社外監査役を除く)	18	18			1
社外役員	10	10			3

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年8月21日開催の第66期定時株主総会決議において年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年8月30日開催の第64期定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度に係る役員賞与は、支給しておりません。
5. 当社は平成18年8月30日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、第64期定時株主総会終結後引き続き在任する各取締役および各監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして役員退職慰労金を退任時に贈呈することを決議しております。